

薬学部履修細則

第1章 目的

（目的）

第1条 薬学部授業科目の履修方法その他学生の学修に関しては、静岡県立大学学則及び本細則に定めるものとする。

第2章 授業科目及び履修方法

（開設授業科目）

第2条 開設する授業科目及び単位数は、学則第42条に定めるとおりとする。

（授業科目の履修方法・登録）

第3条 学生は、授業開始後2週間以内にその学期において履修しようとする授業科目を所定の方法（Web 学生サービス支援システムによる履修登録）により申告しなければならない。

2 履修登録はWeb 学生サービス支援システムにより申告する。

（履修登録の変更）

第4条 履修登録の変更は、登録期限後決められた期限内に限り認める。

2 前項の変更は、所定の様式により学生室教務担当に届けなければならない。

（同一時間重複履修の禁止）

第5条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。重複して申告したときは、そのいずれも無効となる。

（既修得授業科目の再履修）

第6条 既に単位を取得した授業科目は、履修することができない。

（配当年次）

第7条 各授業科目の配当年次は、本細則別表に掲げる。

（教養科目の履修単位）

第8条 教養科目の修得必要単位数は8単位以上とする。

2 平成27年度から「地（知）の拠点整備事業」採択により、新たに設けた「しずおか学」科目群については、卒業までに最低2単位履修すること。

（基礎科目の履修単位）

第9条 基礎科目の修得必要単位数は次のとおりとする。

必修科目：22単位

（共通専門科目の履修単位）

第10条 共通専門科目の修得必要単位数は次のとおりとする。

薬科学科：講義70単位

薬学科：講義70単位

(学科専門科目の履修単位)

第 11 条 各学科の学科専門科目（薬科学科専門科目及び薬学科専門科目）の修得必要単位数は次のとおりとする。

薬科学科：講義 10 単位（薬科学科専門科目）

薬学科：講義 35 単位（薬学科専門科目）

(実習の履修単位)

第 12 条 各学科の実習単位数は次のとおりとする。

薬科学科：実習 22 単位（共通専門実習科目及び薬科学科専門実習科目）

薬学科：実習 58 単位（共通専門実習科目及び薬学科専門実習科目）

(単位の修得)

第 13 条 授業科目の単位の修得は、担当教員の認定による。

2 単位を修得するためには、その授業科目を履修し、且つ試験に合格しなければならない。

第 3 章 試験及び成績評価

(成績評価)

第 14 条 成績評価は、6 割以上を合格とする。

2 特別実習、セミナー、その他授業科目の性質により前項の基準によりがたいものについて、その学修成果は、合格、不合格の 2 段階で評価することができる。

3 履修を申告し、単位を修得しなかった授業科目は、不可と判定する。

(単位認定報告書の提出)

第 15 条 担当教員は、試験終了後 2 週間以内に成績の評価を単位認定報告書に記入し学生室教務担当に提出する。

(追試験)

第 16 条 次の理由で定期試験を欠席した者について、追試験を行うことができる。

(1) 病気（ただし、医師の診断書を要する）

(2) 忌引（1・2 親等に限り、死亡の日より 1 週間以内）

(3) 就職に関する事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）

(4) その他やむを得ない事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）

上の事情により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から 1 週間以内に、所定の様式により学生室教務担当に届け出なければならない。

(再試験)

第 17 条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により授業担当教員が再試験の必要を認める場合は、これを行うことができる。

2 再試験を希望する者は、所定の様式により授業担当教員に届け出なければならない。

(不正行為)

第 18 条 学修の過程（講義への出席、レポート作成、試験など）において不正行為を行った者には、当該科目のほか、当該学期での全科目について、その年度の単位を与えないなどの処分を行う。さらに学則第 57 条第 1 項に基づき懲戒処分を行うことがある。

(再履修)

第 19 条 前期又は前年度において単位を修得できなかった授業科目については、後期又は後年度において再び履修して単位の修得を図ることができる。

第 4 章 進級要件等

(3 年次進級要件)

第 20 条 3 年次に進級するためには、2 年間以上在学し、下表のとおり教養科目 8 単位以上、及び 1～2 年次に開講されている全ての基礎科目、共通専門科目（必修科目）、及び共通専門実習科目を修得しなければならない。

教養科目	基礎科目	共通専門科目 (必修科目)	共通専門 実習科目	合 計
8 単位以上	20 単位	59 単位	9 単位	96 単位

(注 1) 実習は所定年次において修得するものとする。

2 上記進級要件に必要な共通専門科目（必修科目）のうち、単位未修得の科目が 2 科目以下である学生に対して、授業への出席要件を満たし試験を受験して不合格であった場合、条件付きで仮進級を認めることがある。

3 進級・留年の判定は教授会の議を経る。

(4 年次進級要件)

第 21 条 4 年次に進級するためには、3 年間以上在学し、下表のとおり 1～3 年次に開講されている科目を修得しなければならない。

学科	教養科目	基礎科目	共通専門科目 (必修科目)	学科専門科目 (必修科目)	共通専門実習科目	合計
薬科学科	8 単位 以上	22 単位	70 単位	—	12 単位	112 単位 以上
薬学科	8 単位 以上	22 単位	70 単位	18 単位	12 単位	130 単位 以上

(注 1) 実習は所定年次において修得するものとする。

(注 2) 学科専門科目（選択科目）については、薬科学科で 2 単位以上、薬学科で 2 単位以上当該学年中に修得することを推奨する。

2 上記進級要件に必要な共通専門科目（必修科目）および学科専門科目（必修科目）のうち、単位未修得の科目が 2 科目以下である学生に対して、授業への出席要件を満たし試験を受験して不合格であった場合、条件付きで仮進級を認めることがある。

3 進級・留年の判定は教授会の議を経る。

(薬学科5年次進級要件)

第22条 5年次に進級するためには、4年間以上在学し、下表のとおり1～4年次に開講されている科目を修得しなければならない。

教養科目	基礎科目	共通専門科目 (必修科目)	共通専門 実習科目	薬学科専門科目 (必修科目)	薬学科 専門実 習科目	合計
8単位 以上	22単位	70単位	12単位	30単位	3単位	145単位 以上

(注1) 実習は所定年次において修得するものとする。

(注2) 薬学科専門科目(選択科目)については5単位以上を、当該学年までに修得することを推奨する。

2 上記進級要件に必要な薬学科専門科目(必修科目)のうち、単位未修得の科目が2科目以下である学生に対して、授業への出席要件を満たし試験を受験して不合格であった場合、条件付きで仮進級を認めることがある。

3 進級・留年の判定は教授会の議を経る。

(薬学科6年次進級要件)

第23条 6年次に進級するためには、5年間以上在学し、下表のとおり1～5年次に開講されている科目を修得しなければならない。

教養科目	基礎科目	共通専門科目 (必修科目)	共通専門 実習科目	薬学科専門科目 (必修科目)	薬学科 専門実 習科目	合計
8単位 以上	22単位	70単位	12単位	30単位	23単位	165単位 以上

2 上記進級要件に必要な2つの薬学科専門実習科目のうち、どちらかひとつの科目を未修得である学生に対して、一定の条件を満たせば仮進級を認めることがある。

3 進級・留年の判定は教授会の議を経る。

(総合薬科学研究及び総合薬学研究)

第24条 3年次後期から薬科学科の学生は総合薬科学研究を、また薬学科の学生は総合薬学研究を履修しなければならない。

(病院実務実習等)

第25条 薬学科の学生は、4年次2月あるいは5年次5月から薬局実務実習及び病院実務実習を履修しなければならない。

(卒業要件)

第 26 条 卒業するための要件は下表のとおり。

学科	教養科目	基礎科目	共通専門課程		学科専門課程		合計
			共通専門科目	共通専門実習科目	学科専門科目	学科専門実習科目	
薬科学科	8 単位以上	22 単位	70 単位以上	12 単位	10 単位以上	10 単位	132 単位以上
薬学科	8 単位以上	22 単位	70 単位以上	12 単位	35 単位以上	46 単位	193 単位以上

2 卒業・留年の判定は教授会の議を経る。

附則

- 1 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した者については、この細則にかかわらず、旧履修細則を適用する。
- 3 この細則によりがたい特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。